第12次

2027年度～2031年度

大府市交通安全計画



交通安全ポスターデザイン 2022年 一般部門A 毎日新聞社賞
大府市　成田　寛美さん

大府市交通安全対策会議

は　じ　め　に

本市は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、これまで 11 次にわたる交通安全計画を策定し、関係機関、交通安全団体等と緊密に連携を図りながら、総合的かつ計画的な交通安全対策を推進してまいりました。

近年では、2021 年度に大府市交通安全条例（平成 15 年大府市条例第２号）を改正し、国による制度化に先立って自転車乗車用ヘルメットの着用を努力義務とするなど、交通事故の防止に向けた先駆的な取組を進めてまいりました。また、スマートフォンアプリを活用して市民の運転データや「ヒヤリハット」情報を収集・分析する市民参加型の交通安全プロジェクトを実施するとともに、交通安全施設の設置や道路環境の改善による安全対策の効果を検証するなど、市民との協働のもと、先進技術を活用した交通安全対策にも取り組んでいます。

こうした取組により、本市の交通安全を取り巻く環境は着実に向上している一方、外国人市民の増加や少子高齢化の進展に伴う自動車運転者の高齢化、自転車の安全利用に関するルールの強化など、交通環境を取り巻く情勢は大きく変化しております。また、長年にわたる継続的な要望活動が実を結び、市民が長年待ち望んでいた大府警察署（仮称）の開署が予定されております。今後は、新たな地域の交通安全拠点の整備を契機として、関係機関との連携を一層強化し、地域の実情に応じた交通安全対策を推進していくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、本市は、新たな交通安全施策の指針として、2027 年度から 2031 年度までを計画期間とする第 12 次大府市交通安全計画を策定いたしました。本計画に基づき道路交通環境の整備、交通安全教育の普及、警察との連携強化など、総合的な交通安全対策を推進してまいります。

市民の皆様をはじめ、関係機関、交通安全団体等の皆様と力を合わせ、誰もが安全で安心して暮らすことのできる交通環境の実現を目指してまいります。



大府市交通安全対策会議

2027(令和９)年３月
会長　岡村　秀人

目　　次

Ⅰ　基本理念

1　基本方針 …… 4

2　交通事故の発生状況 …… 5

3　人口及び車両保有台数 …… 7

4　交通安全計画における目標 …… 7

Ⅱ　基本施策

1　重点施策 …… 9

（1）　市民協働による交通安全

（2）　ゾーン 30 プラス等、規制の推進

（3）　交通事故発生後の迅速な再発防止策の実施

（4）　高齢者への運転寿命延伸及び移動支援の充実

（5）　警察との連携強化

2　道路交通環境の整備 …… 11

（1）　生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

（2）　幹線道路における交通安全対策の推進

（3）　交通安全施設等の整備事業の推進

（4）　高齢者等の移動手段の確保充実

（5）　歩行者空間のユニバーサルデザイン化

（6）　無電柱化の推進

（7）　効果的な交通規制の推進

（8）　交通需要マネジメントの推進

（9）　災害に備えた道路交通環境の整備

（10）　総合的な駐車対策の推進

（11）　道路交通情報の充実

（12）　交通安全に寄与する道路交通環境の整備

3　交通安全思想の普及徹底 …… 16

（1）　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

（2）　交通安全に関する普及啓発活動の推進

（3）　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

（4）　地域における交通安全活動への参加・協働の推進

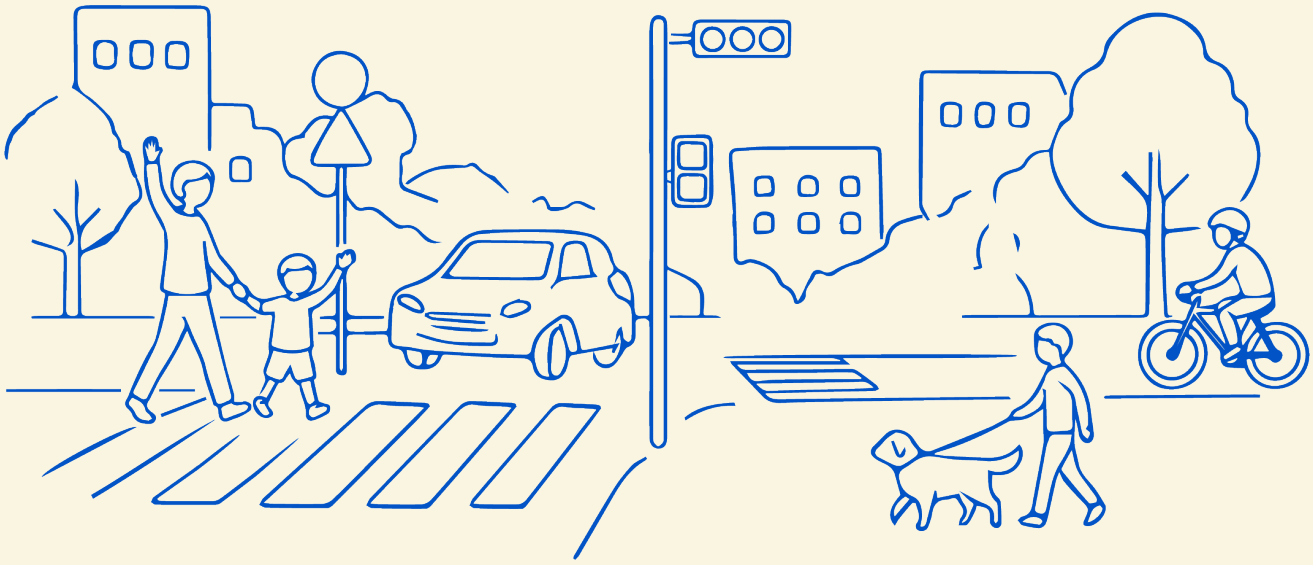
4　救助・救急活動の充実 …… 21

5　被害者等支援の充実と推進 …… 22

6　調査研究の充実 …… 22

Ⅰ

基　本　理　念



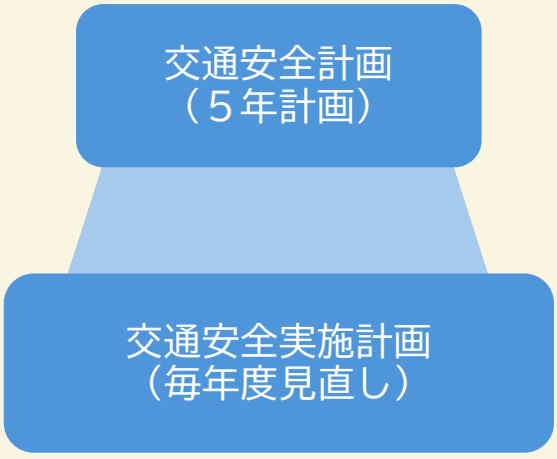
1　基本方針

本市は、良好な住環境の整備、安定して働ける場の確保、充実した子育て支援をはじめとしたバランスのとれたまちづくりにより、現在も人口は増加傾向にあり、全国平均と比べて子育て世帯が多く、高齢化率も低いことから、若いまちといえます。

一方で、「団塊ジュニア世代」の人口割合が高く、将来的には高齢化率の上昇が見込まれているとともに、外国人市民の増加や多様な交通手段の普及など、交通安全を取り巻く環境は大きく変化しています。今後もこうした社会環境の変化に適切に対応し、豊かで活力ある地域社会を維持・発展させていくためには、市民一人ひとりが安全に安心して暮らすことができる交通社会の実現が重要です。

このため、本市は、「第 12 次大府市交通安全計画」に基づき、交通事故のない安全で安心な交通社会の実現を目指します。その実現に向け、市民、事業者、関係団体及び行政がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携・協力し、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進します。

加えて、本計画に基づき、毎年度「大府市交通安全実施計画」を策定し、具体的な取組を計画的に実施するとともに、実施状況の検証及び評価を通じて、継続的な改善を図り、交通安全対策の実効性を高めます。



▲交通安全計画と交通安全実施計画の関係性
（イメージ）

2　交通事故の発生状況

第 11 次交通安全計画期間である 2022 年～2026 年の市内の交通事故死者数は 5 人で、第 10 次交通安全計画期間の 2016 年～2021 年と比較すると 3 人増加しました。死傷者数及び人身事故件数は 2022 年まで減少傾向が続いていたものの、近年は増加傾向に転じており、依然として予断を許さない状況が続いています。

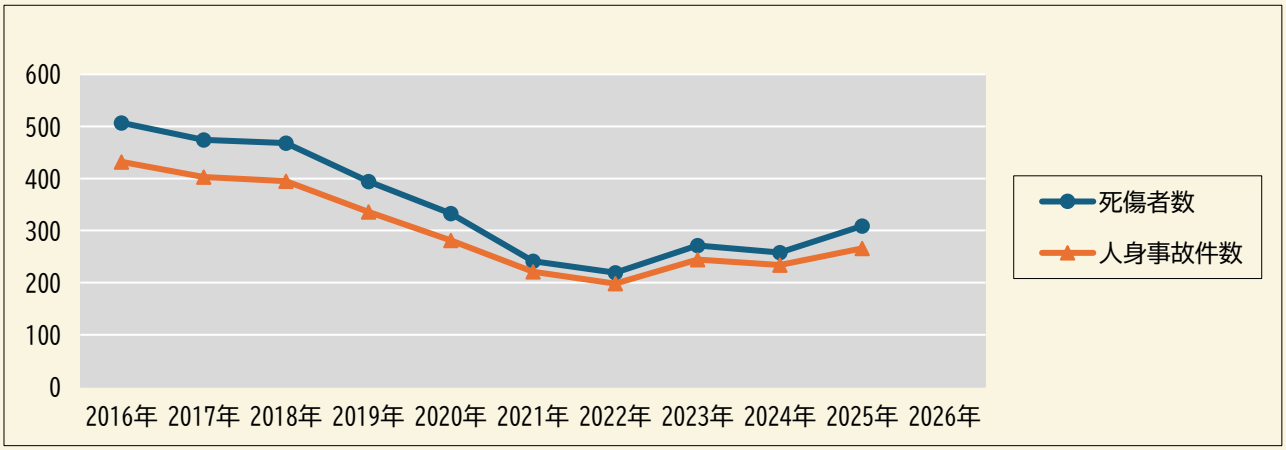
表１　交通事故（人身）発生状況推移

※2026 年分は確定後記入

単位　死者･死傷者数：人　人身事故件数：件

項目＼年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
死者数	0	1	1	0	0	0	0	1	2	1	
死傷者数	507	474	468	394	333	241	219	271	258	309	
人身事故件数	432	403	395	336	281	221	198	244	234	266	

※各年 1 月～12 月の件数



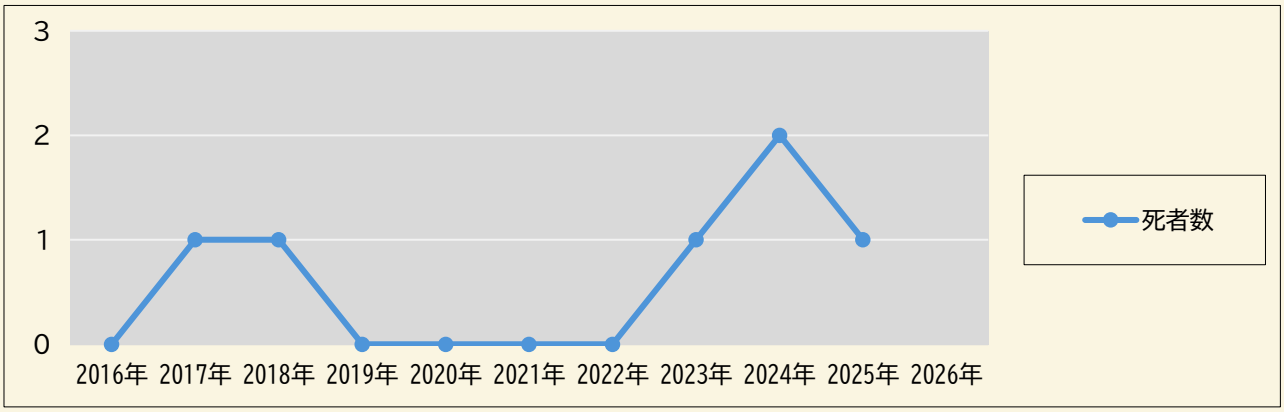


表２　交通事故発生状況　　※2026 年分は確定後記入

単位　死者・重傷・軽傷・死傷者数：人　人身事故・物損事故・事故件数：件

項目＼年	2016 年～2021 年		2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2022 年～2026 年	
	合　計	平　均						合　計	平　均
死　者	2	0.3	0	1	2	1			
重　傷	39	6.5	2	5	8	7			
軽　傷	2,376	396.0	217	265	248	301			
死傷者数	2,417	402.8	219	271	258	309			
人身事故	2,068	344.7	198	244	234	266			
物損事故	16,179	2696.5	2,385	2,649	2,684	2,618			
事故件数	18,247	3041.2	2,583	2,893	2,918	2,884			

※各年 1 月～12 月の件数

表３　年齢別事故（死者・重症・軽傷）発生状況　　※2026 年分は確定後記入

単位：人

項目＼年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
こども（　０～１５歳）	16(0)	17(0)	23(0)	18(0)	
若　者（１６～２４歳）	33(0)	44(0)	48(0)	43(0)	
一　般（２５～６４歳）	144(0)	182(0)	164(0)	209(0)	
高齢者（６５歳～　　）	26(0)	28(1)	23(2)	39(1)	
計	219(0)	271(1)	258(2)	309(1)	
高齢者による事故の割合(%)	11.87	10.33	8.91	12.62	

※各年 1 月～12 月の件数　　（）内は死者で内数

表４　当事者別事故（死者・重傷・軽傷）発生状況　　※2026 年分は確定後記入

単位：人

項目＼年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
歩行者	23(0)	15(1)	28(2)	27(0)	
自転車	57(0)	42(0)	61(0)	68(0)	
二輪車	22(0)	19(0)	29(0)	20(1)	
四輪車	168(0)	143(0)	138(0)	194(0)	
その他	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	
計	271(0)	219(1)	258(2)	309(1)	

※各年 1 月～12 月の件数　　（）内は死者で内数

表５　時間帯別事故死者発生状況　　※2026 年分は確定後記入

単位：人

項目＼年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	割合(%)
朝　（ 6:00－ 9:00）	0	0	0	0		
昼　（ 9:00－18:00）	0	0	1	1		
夜　（18:00－22:00）	0	1	0	0		
深夜（22:00－ 6:00）	0	0	1	0		
計	0	1	2	1		

※各年 1 月～12 月の件数

３　人口及び車両保有台数

本市の人口は年々増加しており、それに伴い世帯数、車両保有台数、運転免許人口も増加しています。

表１　人口及び車両保有台数等　　※2026 年分は確定後記入

項目＼年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
人口（人）	92,694	92,892	92,982	93,112	
世帯数（世帯）	39,893	40,323	40,681	41,138	
車両保有台数（台）	62,670	62,909	63,180	63,490	
原付保有台数（台）	4,037	3,988	3,940	3,939	
車両保有総数（台）	66,707	66,897	67,120	67,429	

※人口、世帯数、車両保有台数は３月末日現在の数、原付保有台数は４月１日現在の数

表２　運転免許人口　　※2026 年分は確定後記入

項目＼年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
免許人口（人）	64,226	64,543	64,522	64,629	
免許人口割合(%)	69.3%	69.5%	69.4%	69.4%	

※各年３月末日現在の数

４　交通安全計画における目標

2031 年までに年間の 24 時間死者数０人にする。

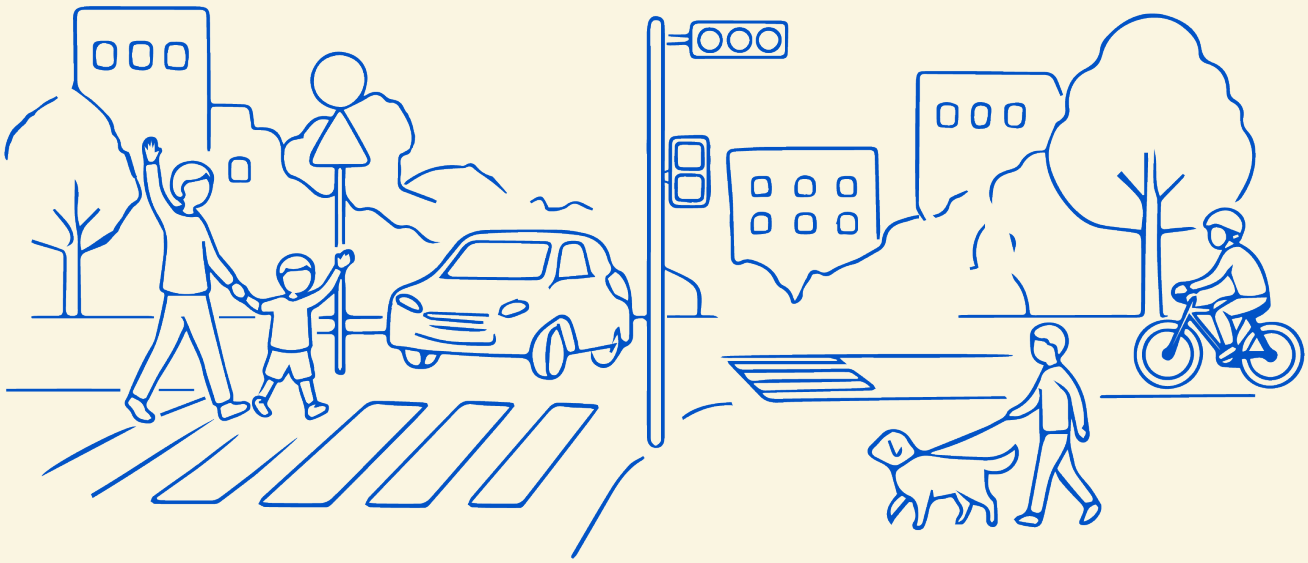
2031 年までに年間の重傷者数６人以下にする。

国及び愛知県が第 12 次交通安全計画で掲げた計画目標を踏まえ、本計画の計画期間である 2031 年までに交通事故による年間の 24 時間死者数を０人、重傷者数を６人以下にすることを目指すものとします。

※24 時間死者数とは、交通事故発生から 24 時間以内に死亡した者の数

Ⅱ

基　本　施　策



1　重点施策

（1）市民協働による交通安全

・市民、地域、事業者、関係団体等の交通安全活動への参加を促進し、市民協働による交通安全意識の向上と地域に根差した交通安全活動を推進します。

・スマートフォンアプリを活用して運転データを収集・分析し、データに基づく交通安全対策の実施・効果検証を進める「yuriCargo プロジェクト」を推進し、多くの市民にご協力いただきながら、「データを共有する」という新しい協働のスタイルで安全・安心なまちづくりに取り組みます。



▲地域との協働による交通安全啓発



▲yuriCargo プロジェクト

（2）ゾーン 30 プラス等、規制の推進

・生活道路における交通事故を防止するため、交通規制と物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン 30 プラス」等の整備を推進し、車両速度の抑制や通過交通の排除を図り、歩行者や自転車が安全に通行できる道路環境を整備します。

・車両速度の抑制や通過交通の抑制を図るため、警察と連携し、地域の交通状況や危険箇所の実情に応じた交通規制を推進します。



▲大府小学校区に整備したゾーン 30 プラス



▲大府本町線の警察と連携した速度規制

（３）交通事故発生後の迅速な再発防止策の実施

交通事故の再発を防止するため、事故発生後は警察等の関係機関と直ちに連携し、事故原因を分析した上で、道路・交通環境の改善、交通規制及び交通安全教育などの必要な対策を迅速に実施します。



▲事故後の緊急啓発活動



▲事故後の緊急整備

（４）高齢者への運転寿命延伸及び移動支援の充実

・高齢者ができる限り安全に運転を継続できるよう、自動車学校での実車教習を支援する「大府市高齢ドライバー運転技能向上講習」を実施します。

・対象の高齢者に、市内をくまなく走行する市循環バス「ふれあいバス」に無料で乗車できる「ふれあいパス 70」の配布やタクシー初乗り料金の補助等の移動支援を実施し、高齢者が安心して移動できる環境づくりを進めます。



▲市民要望に対応したふれあいバスの増車

（５）警察との連携強化

大府警察署（仮称）の開署を見据え、警察との連携体制を一層強化します。交通事故の発生状況や地域課題を共有し、実態に即した交通安全教育、啓発活動、交通規制等を推進することで、地域の交通安全対策の充実を図ります。



▲警察と連携した啓発活動

2　道路交通環境の整備

（１）生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進

・側溝改良、路側帯の設置・拡幅等を実施するほか、面的対策が必要な地区については、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制を中心とする対策である「ゾーン 30」や最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さくといった物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン 30 プラス」の整備を推進し、車両速度の抑制や通過交通の排除を図ります。

・2026 年９月から生活道路の法定速度が 30 キロメートル毎時に引き下げられたため、啓発活動を実施し、制度の適正な運用を図ります。

② 通学路等における交通安全の確保

・こどもが日常的に移動する経路における交通安全を確保するため、「大府市通学路交通安全プログラム」に基づき定期的な合同点検を実施します。

・道路交通の実態に応じて、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。



▲通学路の交通安全対策（狭さく設置）

（２）幹線道路における交通安全対策の推進

① 事故危険箇所対策の推進

交通事故の発生割合が大きい区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を把握し、警察と連携して集中的な交通事故抑止対策を実施します。

② 重大事故の再発防止

重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、愛知県及び警察等と連携して交通事故対策を講じ、同様の事故の再発防止を図ります。

③ 道路の改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築等による交通事故対策を推進します。

（３）交通安全施設等の整備事業の推進

① 交通安全施設等の維持管理

・横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由により効用が損なわれないよう点検を行い、計画的な更新を行います。

・高齢者や外国人にも見やすく分かりやすい道路標示等の整備を推進します。

② 道路交通環境整備への住民参加の促進

「市長への手紙・メール」、「LINE による損傷通報」等を活用して、市民の小さな声、声なき声にも寄り添い、実態に即した道路交通環境の整備を推進します。

（４）高齢者等の移動手段の確保充実

・市内をくまなく走る市循環バス「ふれあいバス」を運行し、70 歳以上の高齢者には、無料で乗車できる「ふれあいパス 70」を配布します。

・80 歳以上の高齢者を対象にタクシー初乗り料金を助成します。

・大府市高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施期間中においては、75 歳以上の免許証を返納した高齢者を対象に、タクシー初乗り料金を助成します。

（５）歩行者空間のユニバーサルデザイン化

駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。



▲歩道の整備（共和駅東線）

（６）無電柱化の推進

安全な通行空間の確保、道路防災性の向上、良好な景観の形成の観点から、関係事業者と連携し、無電柱化を推進します。

（７）効果的な交通規制の推進

地域の交通実態等を踏まえ、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施します。

（８）交通需要マネジメントの推進

大府市地域公共交通計画に基づき、利用促進を含めた公共交通機関の確保・維持・改善の取組を推進します。

（９）災害に備えた道路交通環境の整備

① 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。

② 災害に強い交通安全施設等の整備

・通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路管理システムの構築等、災害時の体制づくりを確保します。

・道路の安全性に関する点検を実施し、道路構造物の補強等各種防災安全対策を推進します。

③ 災害発生時における交通規制

・道路の破損、決壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合には、道路法に基づき通行の禁止又は制限をします。

・被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速・的確に実施します。

④ 災害発生時における情報提供の充実

・道路の被災状況や交通状況を迅速かつ的確に収集・分析します。

・市公式ウェブサイトや市公式 SNS 等を活用し、道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

(10) 総合的な駐車対策の推進

① きめ細かな駐車規制の推進

地域住民等の意見要望を十分に踏まえ、警察と連携し、駐車規制の点検・見直しを実施します。

② 駐車場等の整備

駅前周辺の交通の混雑･路上駐車を回避するため、利用しやすい自動車、自転車駐車場整備を図り、パークアンドライド、サイクルアンドライドを推進します。

③ 違法駐車を排除する機運の醸成・高揚

関係機関・団体との密接な連携を図り、大府市安心安全推進協会等の協力や、地域住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図ります。

（11）道路交通情報の充実

視認性や耐久性に優れた道路標識及び利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進します。

（12）交通安全に寄与する道路交通環境の整備

① 道路の使用及び占用の適正化等

・工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行い、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。

・道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法の調整を図ります。

② こどもの遊び場等の確保

路上におけるこどもの交通事故を防止するため、公園等の整備を推進します。

自転車等駐車場の設置状況（2026 年６月１日現在）

設　置　状　況	
箇　所	収　容　台　数
17	6,768

大府駅周辺
　12 箇所　　3,632 台
共和駅周辺
　５箇所　　3,136 台



▲愛三サイクルパーク共和(2026 年５月供用開始)

公園、ちびっ子広場等の現況（2026 年６月１日現在）

総合公園		街区公園		近隣公園		スポーツ施設（広場等）	
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
	ha		ha		ha		ha
2	21.70	50	11.43	3	5.45	5	3.25

ちびっ子広場
71　箇所



▲二ツ池公園（2026 年３月拡張）



▲おおぶ木のおもちゃ美術館（仮称）イメージ（2027 年春開館予定）

3　交通安全思想の普及徹底

（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

① 幼児に対する交通安全教育の推進



▲幼児交通安全教室

・心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させます。

・小学校入学直前の卒園の時期に、信号の渡り方や歩道の歩き方など、道路を安全に通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させます。

・保育園、認定こども園及び幼稚園においては、日常の教育・保育活動のあらゆる面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。

・家庭における幼児の交通安全教育の重要性を認識させるとともに、地域の特性に即応した保護者ぐるみの交通安全教育を組織的、継続的に実施するために、幼児交通安全教室の普及と活動の継続実施を図ります。

② 小中学生に対する交通安全教育の推進

・心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能及び知識を習得させます。

・家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します



▲小学生自転車教室

・生徒においては、将来の運転者教育の基礎として道路交通法に則した自転車の適正かつ安全な利用に関する指導を学校教育において強化します。

③ 高校生に対する交通安全教育の推進

・日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能及び知識を十分に習得させます。

・交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど、責任を持って行動できる健全な社会人を育成します。

④ 成人に対する交通安全教育の推進

・自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する自転車の安全な利用を始めとする交通安全教育の充実に努めます。

・運転免許を取得しない若者や成人に対しても、市公式 SNS 等を利用するなど、積極的に交通安全について学ぶ機会を設けるよう努めます。

・事業者に、安全運転管理者、運行管理者等の法定講習、指導者向け研修会等への積極的な参加を促し、事業所における自主的な安全運転管理の活性化に努めます。

⑤ 高齢者に対する交通安全教育の推進

・加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させます。

・自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させます。

・歩行者横断中の交通死亡事故における法令違反別で、高齢者は高齢者以外と比較して「横断違反」の割合が高い実態を踏まえ、交通ルールの遵守を促す交通安全教育に努めます。



▲高齢者交通安全講習

⑥ 障がい者に対する交通安全教育の推進

交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、手話通訳員の配置や、字幕入り映像の活用等、障がいの程度に応じたきめ細かな交通安全教育を推進します。

⑦ 外国人に対する交通安全教育の推進

・外国人コミュニティや外国人を雇用する事業者等による交通安全教育を推進し、日本の交通ルールやマナーを学ぶ機会の提供に努めます。

・多言語対応したガイドブックや市公式ウェブサイトを活用し、効果的な周知・啓発を推進します。



▲外国人保護者のための
子育てサロン「ファミリンク」

（２）交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

・市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣化を推進します。

・全国交通安全運動及び交通安全県民運動期間を最大限に活用し、交通安全運動を実施します。

・交通安全運動の実施にあたっては、交通安全協会等を通じ、事前に運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く市民に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図ります。

・事後に運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう努めます。

② 歩行者の安全確保

・信号機のない横断歩道における交通事故を防止するため、運転者に対し、横断歩道手前の「横断歩道又は自転車横断帯あり」（ダイヤマーク）の周知を図るとともに、横断歩道における歩行者優先義務の遵守に向け、交通安全教育を推進します。

・横断歩道を渡ることや、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図り、運転者に対して手を挙げるなど横断する意思を明確に伝える等、歩行者自らが安全を守るための交通変容を促すための交通安全教育等を推進します。

・反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、街頭啓発活動や交通安全教室等を実施する際に、通行者や参加者への配布を実施します。

③ 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進

歩行者の交通事故を減少させるため、ドライバーに対しては「横断歩道は歩行者優先」を呼び掛け、歩行者に対しては、自らの命を守るため、手を挙げて道路を渡る意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を積極的に展開します。



▲ハンド・アップ運動

④ 自転車の安全利用の推進

・自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解するための交通安全教育等を強化します。

・自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化に関する周知・啓発を推進するほか、交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解等を徹底する取組を推進します。

・全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を踏まえた自転車安全利用五則に基づき、交通ルール・マナーについて周知・啓発、交通安全教育等の充実を図ります。

・大府市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金の実施期間中においては、補助制度の利用を推進し、自転車乗車用ヘルメットの着用促進を実施します。

・自転車損害賠償責任保険等への加入を促進します。

・交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）について周知・啓発を推進します。



▲自転車安全利用啓発

※自転車安全利用五則とは、自転車利用者が守るべき基本的な交通ルールを５つに整理したものです。具体的には、車道の左側通行、交差点での信号・一時停止と安全確認、夜間のライト点灯、飲酒運転の禁止、ヘルメットの着用を定めています。

⑤ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進

・妨害運転（あおり運転）の危険性や罰則、安全な対処法、ドライブレコーダーの有効性について、交通安全イベント等を活用して周知・啓発を推進します。

・飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や周知・啓発を推進します。

・スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する、「ながらスマホ」について、道路交通法で禁止されていること及びその危険性や交通事故実態等について周知・啓発を推進します。

・シートベルト着用の効果及び正しい着用方法について周知することにより、後部座席を含めた全ての座席における着用を徹底します。

・チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法を周知するため、幼稚園・保育園・販売店等と連携した保護者に対する効果的な周知・啓発を推進します。

・特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイク等の小型モビリティの交通ルールや安全な利用方法について、関係機関・事業者等と連携した交通安全教育や周知・啓発を推進します。



▲特定小型原動機付自転車（イメージ）

⑥ 効果的な広報の実施、啓発活動の推進

・市広報紙、市公式ウェブサイト、市公式 SNS、報道機関等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた具体的で訴求力の高い広報活動を実施します。

（３）交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等がそれぞれの立場に応じた交通安全活動を効果的かつ積極的に行えるよう、交通安全運動等の機会を中心に働き掛け、交通安全啓発活動の展開を図ります。

（４）地域における交通安全活動への参加・協働の推進

行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域の実情に即した身近な活動を支援します。

４　救助・救急活動の充実

・交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図ります。
・多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、訓練の実施及び医療機関等の連携による救助・救急体制の充実を図ります。
・自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進します。
・救急救命士の養成・配置等を促進します。
・救助・救急資機材等の装備の充実を図ります。
・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実を図ります。
・増車した救急自動車及び救急支援システムを活用し、増加する救急業務に対応します。



▲５台目として増車した高規格救急自動車「ブルーフェニックス」

5　被害者等支援の充実と推進

・交通事故被害者等に対する円滑かつ適正な相談環境を整備するため、愛知県県民相談・情報センター始め日弁連交通事故相談センター及び交通事故紛争処理センターなど関係機関・団体との連携を図ります。

・交通事故被害者に対し、必要な支援を途切れることなく包括的に提供できるよう、総合相談窓口部署を設置し、関係機関と連携したワンストップサービスの充実を図ります。

・交通事故被害者本人のみならず、その家族等の関係者にも配慮した相談支援体制の整備を推進します。



▲総合相談窓口

6　調査研究の充実

・道路施設の交通安全対策に関する最新の実例を収集します。

・自転車、歩行者が安全に利用できる空間の確保とその方策等の研究を行います。

・高齢者の交通事故対策として、安全に利用できる空間の整備及び安全運転への支援等について、国立長寿医療研究センター等の関係機関と連携・協力し、高齢者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策に関する研究を推進し、安全運転技能の維持・向上を図ります。


▲VR による運転技能検査

・愛知県及び警察等と連携し、AI 等の先進技術や高度道路交通システム（ITS）等から得られるデータを活用した交通安全対策に関する調査・研究を行います。

・人、車、道路に関する統計の基礎資料の収集・分析を行い、交通網の整備や交通安全対策に反映させます。



第 12 次（2027 年度～2031 年度）

大府市交通安全計画

2027（令和９）年３月策定

大　　府　　市
市民協働部危機管理課

〒474-8701
大府市中央町五丁目 70 番地
電話　0562-47-2111(代表)